

厚生労働大臣が定める揭示事項

1 入院基本料について

当院では「急性期一般入院料1」を届出しております。

入院患者 7 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の病棟における看護職員数は、別掲の【入院に関する基準について】を参照ください。

また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書をお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3 DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせて計算をする”DPC対象病院”となっております。

当院の医療機関別係数は”1.5000”です。

※ 基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.3597+機能評価係数 II 0.0861+救急補正係数 0.0091

4 医療費に係る明細書の発行について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 保険外負担に関する事項について

当院では、証明書・診断書等について実費のご負担をお願いしております。

(1) 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用について

別掲の【保険給付外の費用について】【入院に伴う保険給付外の費用について】をご参照ください。

(2) 入院期間が 180 日を超える場合の費用徴収について

入院医療の必要性は低いが、ご自身又はご家族の事情により 180 日を超え、長期に渡り入院して

いる患者さんについては、入院期間が180日を超えた日以後の期間にかかる入院料を選定療養費として、2,783円(消費税別)を別途徴収いたします。

ただし、難病や重症等(予め国で定められた項目による)の患者さんについては、選定療養費制度の対象とはなりません。

(3)長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の選定療養費に関する事項について

長期収載品の選定療養費とは、安価な後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるにもかかわらず、患者さんが長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を選択した場合に、一部の料金(選定療養費)を患者さんが負担する仕組みです。令和6年10月1日から導入され、院外処方(医療機関で処方箋を発行し、薬局で調剤される場合)と院内処方の両方で適用されますが、入院は対象外となります。

6 当院は、関東信越厚生局に下記の届出を行っております

(1)基本診療料の施設基準に係る届出について

当院の基本診療料に係る届出については、別掲の【届出施設基準事項】をご覧ください。

(2)医療従事者の負担軽減及び処遇改善について

当院では、医師及び看護職員等の医療従事者に対し、業務負担軽減及び処遇改善のための取り組みを行っております。詳細は、別掲の【医療従事者の負担軽減及び処遇改善について】をご覧ください。

(3)一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方を行うことで、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

(4)医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。当該保険医療機関を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

(5)院内トリアージ実施料について

当院では、救急外来を受診された方に対して、看護師が病状をお聞きし、緊急度を判断し、緊急度の高い患者さんから診療を行っております。このため、救急車で来院された患者さんを含め診察する順番が来院された順番と異なることがあります。また、診察まで長くお待ちしてしまう場合がございます。

ますのでご了承ください。

お待ちいただいている間に症状などに大きな変化がありましたら、再度トリアージを行いますので、看護師までお申し出ください。

7 入院食事療養費について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

8 その他

(1) 医療安全対策の取り組み

医療完全に関するご相談は、医療安全管理者がお受けしますので、お近くの医療スタッフへお申し出ください。

(2) 院内感染対策の取り組み

当院では、医療関連感染防止のため院内感染対策委員会を設置しています。また、感染防止に係る日常業務を行うため、感染制御の専門知識を持つ職員からなる感染対策チーム(ICT)を設置し、週1回のICTラウンドを行い、感染対策実施の評価を行っています。また、院内感染防止に係る研修を年2回行い、職員の知識習得と技術向上を図っています。

(3) 敷地内禁煙

当院では、屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」となっております。